

気象や災害に関する情報発表時の登下校について

豊川市立赤坂小学校

1. 豊川市に暴風・暴風雨・暴風雪警報が発表、及び解除された場合

発 令	時 刻	解 除
暴風・暴風雨 暴風雪警報 (始業前の発表) 登校しない	 登校前 6 : 20	<p>«午前6時20分前の解除»</p> <p>平常通りの授業を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆給食：実施 (給食が切られている場合は弁当持参)
(登校途中の発表) すぐ帰宅する	 11 : 00	<p>«午前6時20分～11時までの解除»</p> <p>午後1時から授業を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆家で昼食を食べて登校 <p>※解除されても、登校が危険な場合は、学校に連絡し、自宅待機してください。</p>
(在校中の発表) <ul style="list-style-type: none"> ○帰宅させると学校が判断した場合 →各家庭へ連絡し、引き渡しを行う。 ※すぐに引き渡しが行えない児童は学校で待機する。 <ul style="list-style-type: none"> ○戸外の通行が困難または危険と判断した場合 →学校内の安全な場所に集め、待機させる 		<p>※児童クラブについて クラブの活動開始以降の発表にはクラブで対応します。</p> <p>◆児童が登校し、在校中に警報が発表された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・午前11時までに発表→給食は中止 ・午前11時過ぎに発表→給食の有無はその時の状況により判断 (備蓄食・水の配布可)

※特別警報の場合は、別紙「豊川市立小中学校の災害時等に関する休業等の扱いについて」(赤坂小HPに掲載済)に準ずる

2. 南海トラフ地震に関する情報が発表された場合

南海トラフ地震臨時情報とは・・・

気象庁から発表される情報で、南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、調査を継続している場合、または調査結果を発表するときに出されます。

1 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合

- 通常どおりの教育活動を行います。
- 校外活動については、発表後に出発する場合は一時見合わせ、校外で活動中の場合はいつでも帰校できるよう準備します。
- 後に発表される臨時情報（2の(1)から(3)）に備え、情報収集を行います。

2 1の発表後に、気象庁から以下の臨時情報が発表された場合

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

- 後発地震の発生に備え、適切な措置を行うとともに、必要な教育活動を通常通り継続します。
- 通常の授業や行事は行い、授業終了後には、児童生徒等を速やかに帰宅させます。
- 校外活動については、発表後に出発する場合は延期（中止）し、校外で活動中の場合は速やかに帰校させます。
- 学校の立地条件や児童生徒等の登下校の状況を勘案して、必要と判断した場合には、臨時休業とする場合があります。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

- 通常どおりの教育活動を行います。
- 校外活動については、発表後に出発する場合は延期（中止）し、校外で活動中の場合は速やかに帰校させます。

(3) 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）

- 通常どおりの教育活動を行います。

※ 豊川市は、地震発生後30分以内に30cm以上の浸水が想定される「事前避難対象地域」を設定しません。

<2の(1)から(3)のすべての段階において留意する事項>

※ 児童生徒等の下校にあたっては、児童生徒等の安全確保の観点から、場合によつては学校において一時待機されることも検討します。

3 雷注意報・警報・竜巻注意情報が発令された場合

(1) 登校中・下校中

- ・空模様に注意し、雷鳴が聞こえたり突然強い風が吹いたりにわか雨が降り出したりした場合は、無理に登下校を続けず屋根のあるところへ待避し、天候の回復を待って登下校する。

(2) 在校時

- ・注意報発令時は、屋外での活動については空模様に注意し、空に黒い雲が広がったり雷鳴が聞こえたり、突然強い風が吹いたりした場合は、一旦活動を中止し屋根のあるところへ待避する。

校外活動では事前に待避場所の確認をし、近くに待避場所がない場合は活動を中止する。

- ・警報発令時は、屋外での活動を中止し屋内へ待避する。また、児童を屋外に出さない。

(3) 登校前・下校前

- ・空模様を見て落雷の危険性が高い場合は登下校を遅らすなどの措置をとる。その場合、まなびポケットで各家庭に連絡をする。

- ・状況によっては、集団下校させたり保護者に引き取りをお願いしたりする。

4 土砂災害警戒情報が発令された場合

～児童在校時～

※気象庁から「土砂災害警戒情報」が発令された場合、市町村から警戒レベル4「避難指示」が発令される。

(1) 警戒レベル4「避難指示」発令後、児童を避難させる。

- ・担任は名簿を携帯し、児童を第1次避難場所（南校舎2階3階）へ避難誘導。
- ・第1次避難場所（南校舎2階3階）が危険な場合は、校務は避難経路を安全確認し、状況に応じ避難場所を設定し移動させる。

(2) 児童を下校させる。

- ・本校は、原則引き渡し下校とする。
- ・状況をみて、教師の引率による緊急集団下校で帰宅する。